



2022年4月8日

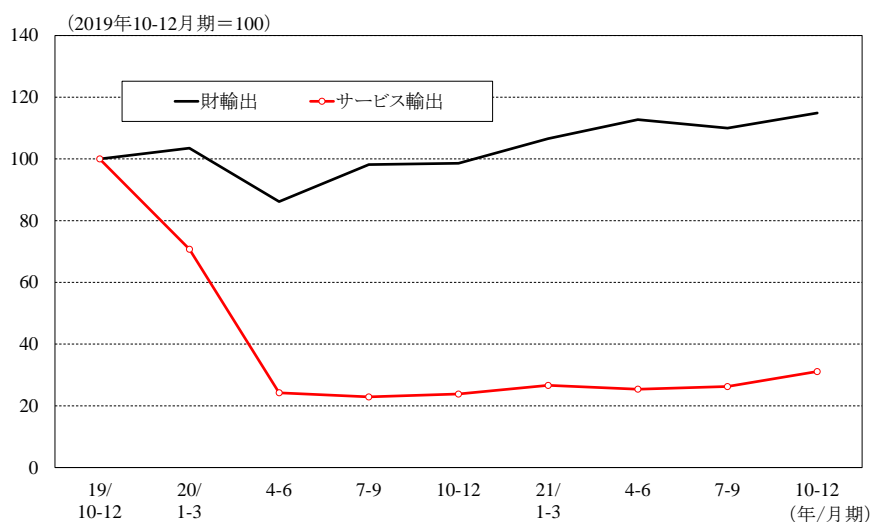
## ウクライナ危機で不透明感高まるタイのサービス輸出回復

公益財団法人 国際通貨研究所  
経済調査部 研究員 小宮 佳菜

足元、アジア各国で水際対策の緩和が進んでいる。タイでは、3月にインドとの商用フライトの運航を再開したほか、マレーシアとは空路を対象に、ワクチン接種を条件に隔離なしでの入国を互いに認める「ワクチントラベルレーン（VTL）」の導入を決定した。また、政府は7月にはコロナ関連規制を全面解除し、エンデミック<sup>1</sup>への移行を目指しており、4月には、ワクチン接種済みの渡航者に対して隔離なしでの入国を許可する「テスト・アンド・ゴー制度」について、渡航前PCR検査を不要にするなど、段階的に規制緩和を進めている。

タイの観光収入はコロナ禍前の2019年には対GDP比11%（観光が多くを占めるサービス輸出は同17%）と世界的にみて高水準である。昨年以降、東南アジア諸国連合（ASEAN）諸国の経済は回復傾向にあるものの、その中でタイ経済はサービス輸出の低迷から相対的に回復が遅れており（図1）、入国規制緩和の動きがタイの観光業と景気の回復に繋がることが期待されている。

図1：実質財・サービス輸出の推移



(注)2021年10-12月期の財・サービス輸出はそれぞれ16,600億バーツ、1,576億バーツ。

(資料)タイ国家経済社会開発委員会統計より国際通貨研究所作成

<sup>1</sup> ある感染症が、特定の地域などで普段から継続的に発生すること。

タイの海外観光客数の推移をみると、2019年の4,000万人からコロナ禍の影響で、2020年は670万人、2021年は40万人と落ち込み、観光収入も大幅に減少した(図2)。政府は経済への影響を考慮し、昨年11月からワクチン接種済みの海外観光客の受入を本格的に再開したものの、年末以降のオミクロン株の流行などを受け、11月以降の観光客数は月平均15万人程度と、コロナ禍前の同300万人と比べて、戻りは鈍い。

国・地域別にみると、コロナ禍前に観光客の中心であった中国(2019年のシェア:約3割)をはじめとするアジア諸国が、新型コロナウイルスの感染再拡大やこれに伴う厳しい水際対策の影響で伸び悩む中、欧州が全体の7割を占めている(図3)。直近2022年2月は、ロシアが国別で最も多く、全体の12%を占めた。一方、ASEANの中でタイと同様にGDPに占める観光収入の割合が高いマレーシアやシンガポールでは、コロナ禍以降もロシア人観光客の割合は1%に満たない。

図2: 海外観光客数の推移

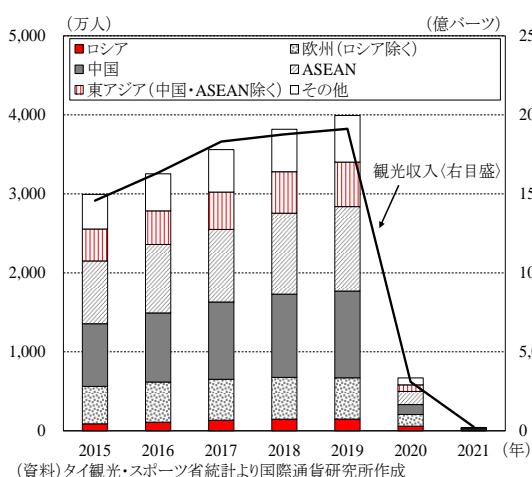
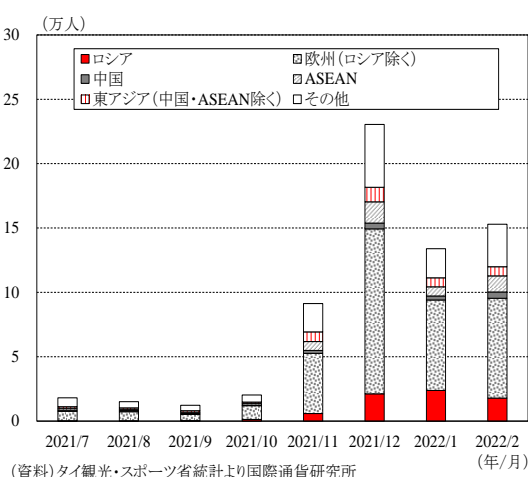


図3: 直近の海外観光客数の推移



こうした中、ウクライナ危機によるタイ観光業へのマイナスの影響が懸念される。2月末のロシアによるウクライナ侵攻を受け、ロシア発着の航空便でキャンセルが相次いでいるほか、一部クレジットカード会社はロシアで発行されたカードの決済を停止しており、今後はロシア人観光客の減少が予想される。タイ財務省は2022年に見込んでいたロシア人観光客45万人が渡航を取り止めた場合、360億バーツ(GDP比0.2%)の観光収入が消失すると推定している。

先行き、周辺アジア諸国からの観光客は、各国における水際対策緩和に伴い緩やかに回復する可能性はあるものの、中国については、依然として帰国時の隔離検疫措置が厳しいことから、回復にはまだ時間がかかるとみられる。さらに、ロシアによるウクライナ侵攻と対露制裁の影響で、欧州経済の減速やエネルギー分野を中心に世界的なインフレ率の高止まりが実質所得の減少を招くことにより、広範な国・地域からの観光客の減少に繋がる懸念もある。ウクライナ危機は、観光を中心とするサービス輸出の低迷が長

<sup>2</sup> マレーシアは2021年9月時点、シンガポールは2022年1月時点。

期化することでタイ経済の回復をさらに遅らせる可能性が高いとみられ当面は注意が必要である。

Copyright 2022 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)  
All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.  
Address: Nihon Life Nihonbashi Bldg., 8F 2-13-12, Nihonbashi, Chuo-ku, Tokyo 103-0027, Japan  
Telephone: 81-3-3510-0882  
〒103-0027 東京都中央区日本橋 2-13-12 日本生命日本橋ビル 8 階  
電話：03-3510-0882 (代)  
e-mail: [admin@iima.or.jp](mailto:admin@iima.or.jp)  
URL: <https://www.iima.or.jp>

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しく願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。